令和7年度

国営土地改良事業地区調査

旧迫川二期地区高収益作物導入検討業務

特別仕様書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条 国営土地改良事業地区調査旧迫川二期地区高収益作物導入検討業務(以下「本業務」という。)の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条 本業務は、国営土地改良事業地区調査旧迫川二期地区において更なる水田の汎 用化、高収益作物の導入等の推進に向けた課題や対応方針等を取りまとめ、営農計 画策定作業の参考とするものである。

(場 所)

第1-3条 本業務において対象とする地区は、宮城県登米市及び遠田郡涌谷町地内で別添 1及び別添2の位置図に示すとおりである。

(土地への立入り等)

第1-4条 作業実施のための土地への立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者 の許可なく土地を踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責 任において処理するものとする。

(一般事項)

- 第1-5条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。
 - (1)作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
 - (2)受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-6条 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理 士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

	I	
資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業 - 農業土木 農業 - 農業農村工学 農業 - 農村地域計画 農業 - 農村地域・資源計画
技術士	農業	農業土木 農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画
博士	農学	_
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	_

(担当技術者)

第1-7条 担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

- 第1-8条 共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条 に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。
 - (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
 - (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) への技 術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者 を登録対象とする。

(保険加入)

第1-9条 受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務 計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、 保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(参考図書)

第2-1条 作業の参考にする図書は、共通仕様書第2-1条によるほか、次表によるものとする。

番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月
1	国営土地改良事業調査計画マニュアル	(社)農業土木事業協会	平成5年3月

(貸与資料)

第2-2条 貸与資料は、次のとおりであり、その他の資料を必要とする場合は監督職員と協議するものとする。

番号	貸 与 資 料	数量	
1	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(登米市、涌谷町)	各1部	
2	農業振興地域整備基本方針(宮城県)		
3	農業振興地域整備計画 (登米市、涌谷町)		
4	水田収益力強化ビジョン(宮城県、登米市、涌谷町)	各1部	
5	地域計画(登米市、涌谷町)	各1部	
6	事業計画 (JA みやぎ登米)	1 部	
7	令和6年度 国営土地改良事業地区調査 旧迫川二期地区経済効果算定その他作成業務 報告書	1部	
8	令和6年度 国営土地改良事業地区調査 旧迫川二期地区用水計画検討その他業務	1部	
9	旧迫川事業誌(昭和54年3月発行)	1部	

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

- 第2-3条 第2-1条、第2-2条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
 - (2)参考図書は、作業時点の最新版を用い作業中に改定された場合には、監督職員と協議するものとする。

- (3)貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。
- (4)貸与資料等で適用条件を選択する必要がある場合や貸与資料以外の基準を適用する場合は監督職員の指示を受けるものとする。

(関連業務)

第2-4条 本業務と関連する業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた内容としなければならない。

番号	業務名	業務実施期間 (予定)
1	令和7年度 国営土地改良事業地区調査 旧迫川二期地区営農計画・効用調査その他業務	令和7年4月 ~令和8年3月

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条 本業務における作業項目及び数量は、次のとおりである。

なお、詳細は、別紙1「作業項目内訳表」の作業実施欄に○印で示すものとする。

作業項目	数量	備考
1. 準備作業	1式	
2. 有識者の助言	1式	
3. 点検取りまとめ	1式	

(設計作業の留意点)

第3-2条 設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりである。

- (1) 共通事項
 - 1)作業の手順、方法等については監督職員と密接な連絡を取り円滑に進めるものとする。
 - 2) 最終成果物の提出に伴い、業務全体の概要が理解できるダイジェスト版を作成するものとする。
 - 3) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前 に監督職員の承諾を得るものとする。
 - 4) 第2-1条、第2-2条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条 共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ(有識者による現地調査前)

最終回 報告書原稿作成段階

第5章 成果物

(成果物)

- 第5-1条 成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。
 - (1) 成果物の電子媒体(CD-R等)正副2部 このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該 当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体(CD-R等)により別途1部 提出するものとする。
 - (2) 成果物の出力 1部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) なお、前記で黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。

(成果物の提出先)

第5-2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

岩手県盛岡市内丸7-25盛岡合同庁舎3階 東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第6章 契約変更

(契約変更)

- 第6-1条 業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項 は、次のとおりとする。
 - (1) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
 - (2) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
 - (3) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
 - (4) 履行期間の変更が生じた場合
 - (5) その他

第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7-1条 この特別仕様書に定めのない事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙1

【作業項目内訳表】

	作業	項	目	作業内容	作 業 実施欄
1.	準備作業				
	1-1.	資料	の検討	地域内の営農に係る資料(統計データやHP 公表データ等)を収集するとともに、貸与資料を整理し、営農状況を把握する。	0
2.	有識者の具	助言			
			者の選定	地域の水田における高収益作物導入の検討のため、 助言を行う有識者(1名)を選定し、発注者と調整の上、 受注者が依頼する。 また、有識者による現地調査の準備として、有識者へ の委嘱に係る事務(委嘱手続き、日程調整、謝金、旅費 の支払い等)を行う。 地域の水田で畑作物の生産が行われている場所の現	0
	現地調査			地調査を行う。(1回)	\circ
	2-3. 入に向け		益作物導 言	現地調査時に受けた水田の汎用化、高収益作物の導入等の推進に向けた有識者からの提言をまとめる。	0
3.	点検取りる	まとめ)	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書 の作成を行う。	0



